

第 4 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 5 年 7 月 7 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和5年度 第4回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年7月7日（金） 午後3時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員 （13名）

1 番

2 番

3 番

4 番

5 番

6 番

7 番

8 番

9 番

10 番

11 番

12 番

13 番

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

第1 開 会

第2 会長あいさつ

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第 4 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第18号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について

議案第19号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

第6 その他

第7 閉 会

6 事務局職員

事務局長

主 幹

主 任

7 議事録署名委員 11 番

12 番

8 会議の概要

事務局長	それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中、出席13名であります。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数を満たしていることから、本会議は成立いたし
------	--

会 長 事 務 局 長	ます。 ただいまより鹿角市農業委員会第４回総会を開催いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶があります。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第１１条の規定により、会長が議長を務めます。よろしくお願いします。
議 長 事 務 局 長 議 長	それでは、事務局より会務報告をいたします。 【会務報告の資料を基に説明】 会務報告ですので、ご了承方お願いいたします。
議 長 委 員 一 同 議 長	それでは、次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） ご異議ないようですので、私から指名いたします。 １１番の委員、１２番の委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹と主任を指名いたします。どうかよろしくお願いします。
議 長 事 務 局 議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	それでは、最初に、報告第４号 農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。 議案の２ページをお開きください。 報告第４号 農地法第１８条第６項の規定による通知について。 農地法第１８条第６項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 次のページをお開きください。 第１８条第６項 【受付番号２７番から３０番を議案書を基に説明】 以上です。 説明が終わりましたが、ご質問があればご発言をいただきたいと思います。 何かご質問ございませんか。よろしいですか。 （「なし」の声） それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） そのように承認します。
議 長 事 務 局	次に、議案第１５号 農地法第３条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 ５ページをお開きください。 議案第１５号 農地法第３条の規定による許可申請について。

議 長 委 員 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	農地法第3条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求め ます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 6 ページをご覧ください。 第3条 【受付番号16番から17番を議案書を基に説明】 以上です。 説明が終わりましたけれども、ここで現地調査に行った委員より補足があればご発 言いただきたいと思います。 まず、2番の委員どうですか。 今時点、耕作されて、苗が植えてある状態でした。支障ないと思います。 それから、もうひと方、9番の委員どうですか。 何も問題ありませんでした。大丈夫でした。 ご苦労さまでした。 それから、11番の委員はどうですか。 17番の案件ですけれども、面積はそんな大きくなくて、耕しているわけでもない し、まず今のところはまずきれいに草刈りとかしてあった。道の前ということで、別 に問題はないと思います。 ほかの委員より何かご質問があればご発言いただきたいと思います。何かございま せんか。よろしいですか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。
議 長 事 務 局 議 長	それでは、次に、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について、事 務局の説明を求めます。 議案の7ページをお開きください。 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について。 農地法第4条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求め ます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 8 ページをご覧ください。 第4条 【受付番号4番から5番を議案書を基に説明】 以上です。 ただいま説明が終わりましたけれども、こちらも現地調査に行った委員より補足が

委員 議長 委員 議長 委員 議長 委員一同 議長 委員一同 議長	あれば発言をいただきたいと思います。 まず、2番の委員どうですか。 受付番号4番でございますが、現状は田でなく、養蜂をやっていました。 いずれ隣は宅地になっていまして、申請は妥当だと思います。 それから、もうひとつ、委員どうですか。 それと同じく、問題ありませんでした。 それから、もうひとつ、委員はどうですか。 5番の案件ですけれども、右側にそんなに大きくない機械小屋がありまして、その周りは花畑とか、そういう庭木とか少し植えてあった場所で、測量してあったみたいで、何ら問題はないと思います。 ご苦労さまでした。 それでは、ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。
議長 事務局 議長 委員 議長 委員一同 議長	それでは、次に、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 9ページをお開きください。 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について。 農地法第5条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 10ページをご覧ください。 第5条 【受付番号9番から13番を議案書を基に説明】 以上です。 説明が終わりましたが、こちらでも現地調査に行った委員より補足があれば発言をいただきたいと思います。2番の委員どうですか。 受付番号9番、10番でございますが、現在田んぼが休耕されておりました。それで、申請は妥当と考えております。 受付番号11番、12番でございますが、これまでも何度か申請のあった業者です。農地に関しては、農地のままでした。申請については大丈夫だと思います。 それから、11番の委員はどうですか。 13番の案件ですけれども、この地図で見ると、周囲は更地になっていて、奥の方も雪捨て場ですから、何ら問題ないと思う。申請は妥当だと思います。 ほかには何かございませんか。よろしいですか。 (「なし」の声)

議 長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。よろしいですか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	次に、議案第 18 号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案の 12 ページをお開きください。 議案第 18 号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 13 ページをお開きください。 利用権設定 【受付番号 146 番から 160 番を議案書を基に説明】 以上です。
議 長	ほかには何かございませんか。よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	次に、議案第 19 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	19 ページをご覧ください。 議案第 19 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による通知が別紙各号のとおりだったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 【受付番号 1 番を議案書を基に説明】 説明は以上です。
議 長	よろしいですかね。
委 員 一 同	(「はい」の声)
議 長	それでは、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。 以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。